



L a n d s c a p e P l a n s o f K u s h i r o C i t y

釧路市景観計画

平成21年11月



釧路市長 蝦名大也

はじめに

釧路市は、果てしなくつづく太平洋、眼下に原始の様相を伝える一面の湿原、母なる川である釧路川、緑豊かな原生林に囲まれ特別天然記念物のマリモが生息する阿寒湖をはじめ、大小の湖沼や広大な森林など、多彩で雄大な大自然を有しております。

また、都心部では、日本で初めて橋上にブロンズ像が設置された5代目幣舞橋や、隣接するウォーターフロントには釧路フィッシャーマンズワーフMOOが立地するなど、釧路を象徴する都市的景観を有しており、自然と都市との調和による四季折々の表情を見せる都市であります。

景観は、人々の生活、事業活動の営みと、自然・歴史・文化などの周辺環境と重なり合って形をなす佇まいであり、そこに住む人々や活動を行なう人々が何を大切にし、どのようなマナーやルールで暮らしているのかなど、価値観やライフスタイルそのものが現れてくるものであります。

また、「美しい景観」は、地域の誇りや愛着を生み、住み続け、訪れたいという地域を市民一人一人が創っていくための共通の目標像となり、観光や産業の活性化のほか、交流の促進に大きな役割を担うものでもあります。

釧路市の自然や歴史、文化など、多彩な景観資源を守り、育て、そして、その価値を高めながら、良好な景観を次代に引き継ぐため、平成20年10月1日、「景観法」に基づく「景観行政団体」となり、この度、景観づくりの指針となる「釧路市景観計画」を策定しました。

今後とも、市民皆さまの景観づくりに対するご理解とともに、市民、事業者皆さまと行政の協働により、釧路らしい魅力あるまちの創造に向け、実効性ある景観施策を進め、良好な景観の形成を図ってまいります。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆さまをはじめ、釧路市景観審議会委員の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成21年11月

序章	景観計画策定の背景と目的	1
1章	景観計画区域	2
	1. 景観計画区域	2
	2. 景観計画重点区域	3
	3. 景観形成推進区域	4
2章	良好な景観の形成に関する方針	5
1節	釧路市全域における景観形成（景観計画区域）	5
	1. 景観形成の基本的な考え方	5
	2. 景観形成の基本目標	5
	3. 景観形成の基本方針	9
	（1）構造別の景観形成の方向性	9
	①景観ゾーン	10
	②景観軸	11
	（2）地域別の景観形成の方向性	12
	①釧路西部地域	14
	②釧路中部地域	16
	③釧路東部地域	18
	④釧路北西部地域	20
	⑤阿寒本町地域	21
	⑥阿寒湖温泉地域	22
	⑦音別地域	23
2節	景観計画重点区域における景観形成	24
	1. 幣舞橋・釧路川周辺地区	24
	2. 釧路駅・北大通周辺地区	27
	3. 阿寒湖温泉地区	30
3節	景観形成推進区域における景観形成	33
	1. 道道釧路空港線周辺地区	33
3章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	34
	1. 釧路市全域における行為の制限等（景観計画重点区域、景観形成推進区域を除く）	34
	（1）届出対象行為	34
	（2）景観形成基準	35

2. 景観計画重点区域における行為の制限等	36
3. 景観形成推進区域における行為の制限等	36
(1) 道道釧路空港線周辺地区	36
4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	38
1. 景観重要建造物の指定の方針	38
2. 景観重要樹木の指定の方針	38
5章 公共施設の景観形成に関する事項	39
1. 公共施設の整備に関する基本的な考え方	39
2. 景観重要公共施設の基本的な考え方	39
6章 屋外広告物に関する事項	39
7章 景観形成の推進方策	40
1. 市民・事業者・行政の協働による景観づくり	40
(1) 市民、事業者と行政の協働	40
(2) 市民・事業者の主体的な景観の形成への啓発、支援	40
2. 景観形成の推進体制	41
(1) 釧路市景観審議会及び色彩部会	41
(2) 行政機関との連携	41
(3) その他法制度の活用	41
資料編	
1. 計画策定の経過	44
2. 計画策定フロー	45
3. 釧路市景観審議会名簿	46
4. 釧路市景観計画策定庁内検討会議名簿	47
5. 釧路市景観条例	48
6. 釧路市景観条例等施行規則	52
7. 用語解説	55



序章 景観計画策定の背景と目的

近年、社会経済の*グローバル化や少子・高齢化の進行などの社会状況の変化、環境意識の高まりやライフスタイルの多様化による価値観の変化などに伴い、心の豊かさや暮らしの質の向上が求められています。

本市では、平成3年に「*都市景観形成基本計画」を策定して以来、平成5年に「*都市景観形成ガイドライン」、平成7年に「*都市景観要綱」を策定するなど、景観づくりに取り組んできました。

また、平成17年10月には、旧釧路市、旧阿寒町、旧音別町が合併し、地域が培ってきた多様な産業や文化、集積した都市機能と、阿寒、釧路湿原の二つの国立公園をはじめ、海、山、湿原、湖沼、河川などの世界に誇れる多彩な大自然が一つとなり、東北道の拠点都市として誕生しました。

このため、平成19年3月に新市全域を対象にした「*釧路市景観条例」を制定し、大規模な建築物等の届出制度を設けるなど、景観形成の誘導に努めてきました。

一方、国では平成15年7月に「*美しい国づくり政策大綱」を策定し、良好な景観形成を国政上の重要な課題と位置づけるとともに、平成16年6月には、美しい景観形成を促進するための「*景観法」を制定して、地域の特性を活かした良好な景観形成を積極的に推進していく環境を整えました。

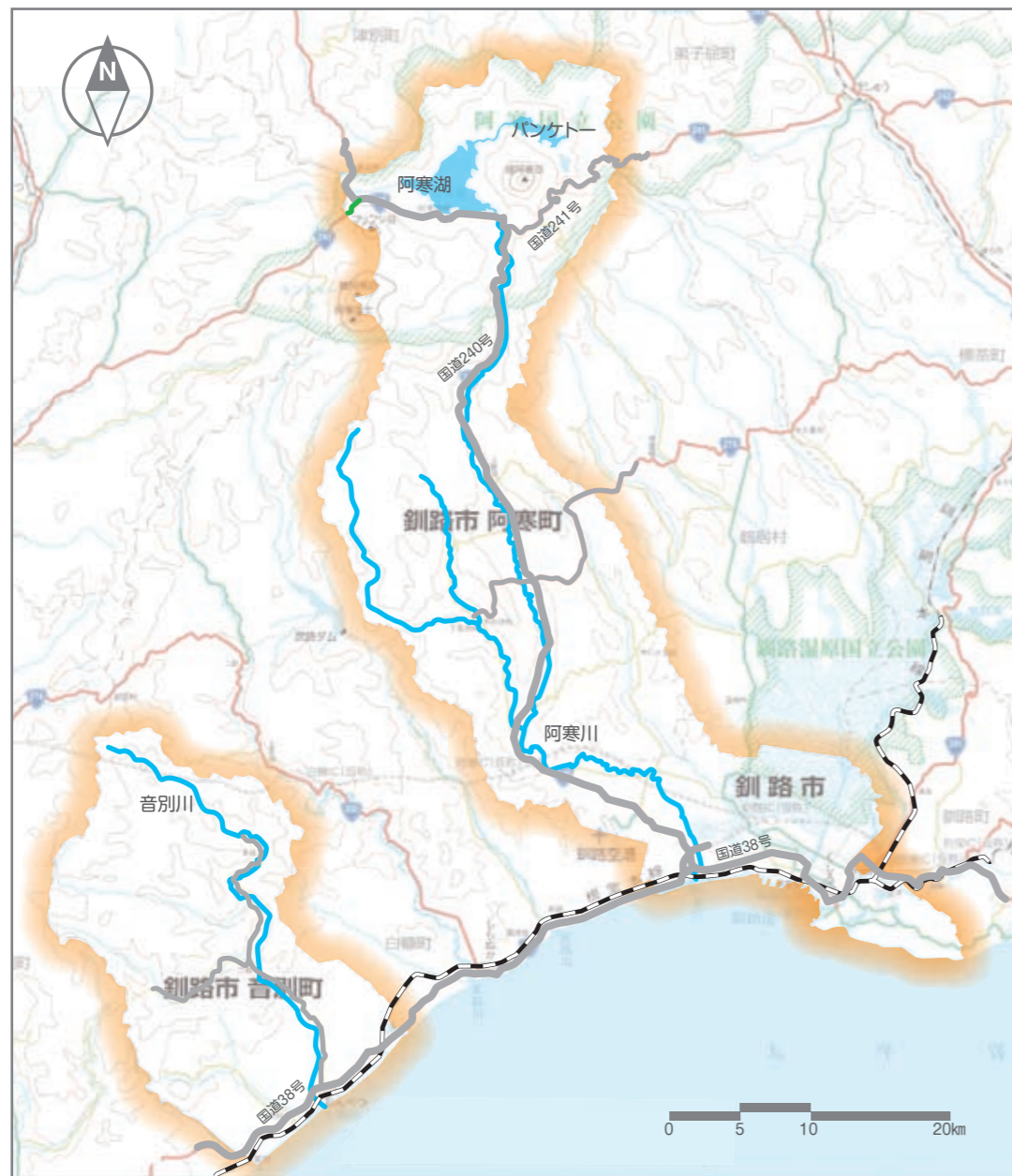
こうした景観をめぐる社会情勢や市民意識の変化に対応し、景観形成の方向性を示し、市民、事業者と行政が一体となって、釧路らしい魅力ある景観づくりに取り組んでいくため、*景観法に基づく「釧路市景観計画」を策定することとしました。

1章 景観計画区域

1. 景観計画区域

世界に誇れる貴重な自然を持つ東北道の拠点都市として、本市全体の景観づくりを一体的に進めていくため、*景観法に基づく景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）を「本市全域」とします。

■ 景観計画区域



2. 景観計画重点区域

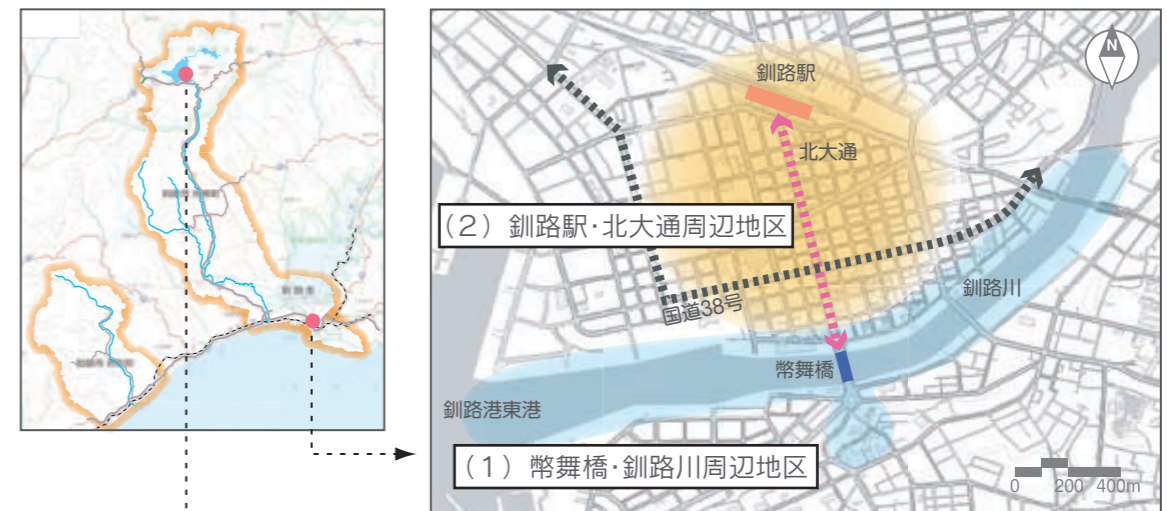
景観計画区域のうち、景観づくりを推進する上で重要な、次の基準に該当する区域を「景観計画重点地区」として指定します。

- 地域を活性化する拠点として良好な景観を形成する必要がある区域
- 観光の振興や交流の促進を図る上で、良好な景観を形成する必要がある区域

次の区域については、本市の良好な景観形成を図る上で特に重要であり、2章2節の景観形成の基本目標及び方針の下、地域住民や*釧路市景観審議会などの意見を聴きながら、区域の範囲及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを定めた後、景観計画重点区域に指定していきます。

また、この区域以外においても、特徴ある景観を有し、地域住民等が積極的に景観づくりに取り組もうとする区域については、本計画に追加していくものとします。

区域の名称	区域の概要
(1) 幣舞橋・釧路川周辺地区	釧路港東港からJR橋までの釧路川周辺及び、これらを見ることができる釧路市生涯学習センター周辺
(2) 釧路駅・北大通周辺地区	釧路駅から幣舞橋までの北大通を中心とした地区
(3) 阿寒湖温泉地区	阿寒湖温泉街を中心とした地区



3. 景観形成推進区域

景観計画区域のうち、良好な自然景観や田園景観を有し、周囲の景観とともに良好な景観を将来にわたり保全していくことが必要な区域を「景観形成推進区域」として指定します。

次の区域については、平成16年3月より*北海道屋外広告物条例における禁止地域及び、釧路市都市景観形成推進区域（平成19年4月1日より現行の*釧路市景観条例に基づく「景観形成推進地区」）に指定されており、本計画においても引き続き「景観形成推進区域」として指定し、住民及び国、北海道と協力、連携しながら良好な景観形成の規制・誘導を進めます。

また、この区域以外においても、優れた自然景観を有し、良好な景観を保全する必要がある区域については、本計画に追加していくものとします。

地区の名称	対象範囲
(1) 道道釧路空港線周辺地区	・道道釧路空港線沿道から100mの範囲 ・国道240号一部沿道から100mの範囲



2章 良好な景観の形成に関する方針

1節 釧路市全域における景観形成（景観計画区域）

1. 景観形成の基本的な考え方

美しいまちの景観は、潤いのある個性豊かなまちづくりに不可欠なものであり、現在及び将来にわたる市民の共通の資産として、良好な景観形成のための取組を継続的に進めていくことが必要です。

このため、釧路らしい良好な景観形成に関する基本的な考え方を次のとおりとします。

- 地域の自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動等との調和に配慮した個性豊かな景観づくりを進めます。
- 美しい自然を生かした景観づくりを進めます。
- 緑の保全、創出による景観づくりを進めます。
- 市民、事業者、市の協働による景観づくりを進めます。
- 次代の市民に引き継いでいく景観づくりを進めます。

2. 景観形成の基本目標

基本的な考え方に基づき、景観形成の基本目標を次のとおりとします。

本市の特性	基本的な考え方	基本目標
東北道の拠点都市	地域の自然、歴史、文化等と市民の生活、経済活動等との調和に配慮した個性豊かな景観づくり	(1) 東北道の拠点都市にふさわしい風格ある景観づくり
豊かな自然に囲まれた都市	美しい自然を生かした景観づくり 緑の保全、創出による景観づくり	(2) 大自然と共生する緑豊かな景観づくり (3) 賑わいと交流を育む景観づくり
多彩な産業が結びついた都市	市民、事業者、市の協働による景観づくり 次代の市民に引き継いでいく景観づくり	(4) 産業の活気を感じられる景観づくり (5) 歴史と文化が香る景観づくり